

《日本陸連による修改正》

○第 113 条・第 125 条 7・144 条 1・240 条 7・駅伝競走規準

[国内] として、審判長・医師による競技中止命令が追加。

⇒競技者の生命・身体保護の観点から、審判長と医師（医務員は不可）に競技の中止を命じる権限が加えられた。（レフリーストップ・ドクターストップ）

⇒競技中止命令を受けた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

健康状態確認のための声かけ、一時的介助は助力とはみなさない。

⇒転倒や意識混濁、疾病等により、明らかに通常歩行や競技続行が困難となった競技者（立ち止まりも含む）に対し、審判員や公式医療スタッフが声かけをしたり、一時的に介助するために競技者の身体の一部に触れたりすることは、助力とはみなさない。

《国際陸連による修改正》

○第 180 条 17 試技時間

棒高跳を除いた 4 人以上または各競技者の最初の試技時間が 30 秒⇒1 分に変更。

⇒試技時間の表は以下の通り。 ※つまり、2017 年ルールに試技時間が戻った。

《単独種目》

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上※	1分	1分	1分
2~3人	1分30秒	2分	1分
1人	3分	5分	—
連続試技	2分	3分	2分

《混成競技》

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上※	1分	1分	1分
2~3人	1分30秒	2分	1分
1人または連続試技	2分	3分	2分

※4人以上または各競技者の最初の試技

○第 230 条 7 競歩

ピットレーンの名称の変更

⇒「ピットレーン」という名称が「ペナルティゾーン」に変更となる。

ペナルティゾーン実施時に、ゾーンに入れなかった場合の扱いの明確化。

⇒3枚目のレッドカードが終了間際に出され、ペナルティゾーンに入ることができなかった場合、当該選手のフィニッシュタイムにペナルティゾーンにとどまるべき定められた時間を加算して記録が修正される。

○170 条 10 リレーで認められる交代人数 ※国内では変更なし

最初のラウンドに出場した競技者から、その後 2 人以内に限り交代⇒最大 4 名まで交代可

⇒IAAF ルールでは、最大 4 名まで他の競技者と交代できるように変更されたが、この条項は日本国内では適用しないこととし、従来の条文は [国内] 扱いで記述されることになった。したがって、国内においてはこの点の変更はなく、従来通り 2 名以内に限り交代することができる。

《長野県内におけるルールの取り扱いについて》

○第 162 条 5 スタート時の不適切行為の扱いについて

高体連・中体連主催大会を除く全ての県内大会において、162 条 5 を適用。

⇒スタート時の不適切行為として(a)~(c)の 3 つが示されており、この場合審判長は競技者に「警告（イエローカード）を与えることができる」としている。（その競技会中に（他種目であっても）警告を 2 回受けた場合は失格となり、その競技会に出場予定の他種目についても出場できなくなる。）日本陸連主催・共催大会（IH、全中、JO を含む）以外の競技会については、主催者がこの条項を適用するか否かを定めることができ、2018 年度は県内において適用する大会・しない大会の両者が存在していた。2019 年度は高体連・中体連主催大会を除く県内大会において、本条項をすべて適用することとした。（高体連・中体連主催大会での取り扱いについては、大会要項・競技注意事項に明記されるので、それぞれ熟読したうえで競技に参加すること。）

詳細については、審判講習会資料もしくは 2019 年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之（日本陸上競技連盟競技運営委員・JTO／長野陸上競技協会競技運営委員長）

